

「車椅子利用者向け階段昇降車 2台」に係る仕様書等に関する質問と回答

令和7年9月12日

No	関連項目	質問事項	回答
1	仕様書3.1(2)	「緊急時において、介助者1名での安全な操作が可能であること」について 安全上の理由から、取扱説明書等では2名での操作を推奨している製品は、本仕様を満たさないと見なされるか。また、入札参加資格の判断のために、見積書提出前に実機デモンストレーションの機会を設けてもらうことは可能か。	○操作人数について 本仕様書における操作人数の要件は、あくまで「緊急時」における最低限の運用能力を保証していただくためのものです。 日常的な運用において、安全性を高めるために2名での操作を推奨している製品の提案を妨げるものではありません。 ○仕様適合の証明方法について 取扱説明書等に「介助者1名での操作が可能」であることが明記されていない場合は、仕様書「3. 必須技術要件」に基づき、「製造元又は国内代理店が発行する当該要件を充足することを証明する書類（様式任意、記名押印）」を見積書と合わせてご提出ください。この証明書類をもって、仕様適合性を判断いたします。 ○実機デモンストレーションについて 本調達手続きの公平性を確保するため、見積書提出前に特定の事業者様を対象とした個別の実機デモンストレーションは実施いたしません。 仕様適合性の判断は、ご提出いただく書類に基づいて行います。 なお、仕様書に記載の「納品前実演テスト」は、落札事業者様を対象に、契約内容の履行を確認するために実施するものです。